

盛岡広域振興局長告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年1月14日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
紫波郡紫波町二日町字山子111番7並びに字大橋195番3及び195番6	36.80	6.00～9.00	令和3年11月22日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。